

議案第64号

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月25日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

(目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 目黒区長等の給料等に関する条例(昭和30年12月目黒区条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に改める。

別表1を次のように改める。

別表1(第2条関係)

職名	給料月額
区長	1,060,000円
副区長	848,000円

(目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年9月目黒区条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「740,000円」を「742,000円」に改める。

(目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 目黒区監査委員の給与等に関する条例(平成13年3月目黒区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「629,000円」を「630,000円」に改め、同項第2号中「609,000円」を「610,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(説明) 特別職の給料及び期末手当の額を改定するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第1条による改正案	現 行 条 例												
<p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (現行に同じ。)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3・4 (現行に同じ。)</p> <p><u>別表1 (第2条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="125 1078 562 1282"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>1,060,000円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>848,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	1,060,000円	副区長	848,000円	<p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3・4 (省略)</p> <p><u>別表1 (第2条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 1078 1574 1282"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>1,058,000円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>846,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	1,058,000円	副区長	846,000円
職名	給料月額												
区長	1,060,000円												
副区長	848,000円												
職名	給料月額												
区長	1,058,000円												
副区長	846,000円												

2 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表 （ _____ は、改正点）

第2条による改正案	現 行 条 例
<p>(給料の額)</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>742,000円</u>とする。</p>	<p>(給料の額)</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>740,000円</u>とする。</p>

3 目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正（第3条関係）新旧対照表 （ _____ は、改正点）

第3条による改正案	現 行 条 例
<p>(給料及び報酬の額)</p> <p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>630,000円</u></p> <p>(2) その他の監査委員 月額 <u>610,000円</u></p> <p>2・3 (現行に同じ。)</p>	<p>(給料及び報酬の額)</p> <p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>629,000円</u></p> <p>(2) その他の監査委員 月額 <u>609,000円</u></p> <p>2・3 (省略)</p>